

## 高齢者住宅バリアフリー化事業

高齢者が現在居住している住居について、自立した生活を送るために必要なバリアフリー化の工事費の一部を助成します。

**対象者**＝介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限および市税の滞納が無いことなどの要件があります）

※介護認定を受けている人は、介護保険制度による住宅改修制度が利用できます。

**助成額**＝助成の対象となる経費の 3 分の 1 (1,000 円未満の端数切り捨て) で最大 33 万 3 千円

改造箇所ごとに限度額があり、助成の対象となる経費の上限額は合計で 100 万円です。さらに、市内業者を利用した場合は、助成額の 10% を加算して助成 (1,000 円未満の端数切り捨て) します。

**申し込み**＝必ず工事着工前に申請してください。予算がなくなった場合は利用できませんのでご了承ください。また受付開始時期については、国の予算成立時期により変動があります。

**その他**＝改造箇所などに条件があるほか、昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅は、耐震診断を受けるなどの条件が加わったので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

**問い合わせ**＝介護保険課高齢者支援係 (559-5070 FAX 563-1447)

## 国民健康保険および後期高齢者医療制度の入院時食事代が変わります！

住民税課税世帯の人の入院時食事代が、入院と在宅療養の負担の公平化を図るため、28 年 4 月から見直されることになりました。ただし、指定難病および小児慢性特定疾病の人は 260 円のまま据え置かれます。また、28 年 3 月 31 日時点で 1 年以上継続して精神病床に入院している人で 4 月 1 日以後も引き続き入院している人も当面の間、据え置かれます。なお、療養病床に入院している人のうち、入院医療の必要性が高い人についても、下表と同額の食事代になります。



入院時食事代の標準負担額（1 食あたり）

区分	28 年 3 月まで	28 年 4 月から
住民税課税世帯	260 円	360 円
住民税課税世帯の指定難病および小児慢性特定疾病の人	260 円	

※住民税非課税世帯の人の食事代に変更はありません。

**問い合わせ**＝国保医療課 (559-5049 FAX 559-2636)

## 国民健康保険の加入・脱退届け出を

国民健康保険は、職場の健康保険（社会保険など）に加入していない人を対象とした医療保険制度です。会社を退職し社会保険の資格がなくなった人や被扶養者でなくなった人は、国民健康保険の加入届が必要です。また、国民健康保険の加入者が就職などで職場の健康保険に加入したり、被扶養者になった場合は、国民健康保険の脱退届が必要です。手続きは自動的にできませんので、14 日以内に届け出してください。※加入の届け出が遅れると、資格取得日までさかのぼって（最高 3 年）保険料を納付していただくことになります。ご注意ください。

**手続きに必要なもの**

①**加入する場合**：健康保険資格喪失証明書、印鑑、世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号カードまたは通知カード）、免許証などの本人確認ができるもの

②**脱退する場合**：新しい保険証（健康保険資格取得証明書でも可）、国民健康保険証、印鑑、世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号カードまたは通知カード）

※**個人番号カード（マイナンバー）**について

①個人番号カード（顔写真付きの IC カード）の場合は免許証などによる本人確認は不要です。

②通知カード、個人番号が記載された住民票の場合は、別途本人確認のため、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどの書類が必要となります。

**問い合わせ**＝国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業が始まりました！

高等学校卒業程度認定試験の対策講座受講修了時と合格時に給付金を支給する（計 15 万円を上限とする）ことで、高等学校を卒業していないひとり親家庭の学び直しを支援します。

**給付要件**＝大学入学資格を取得していない 20 歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親または子で、児童扶養手当受給中または同様の所得水準にあり、かつ同試験に合格することが適職に就くために必要と認められること

**事前相談**＝子ども支援課のひとり親支援員が相談に応じます。まずは下記までご連絡ください

**問い合わせ**＝子ども支援課 (559-5072 FAX 563-3611)

## 高齢者運賃助成事業が新しくなります

市では、70 歳以上の皆さんに外出の機会を多く持ってもらうため、運賃助成を行っています。今年度から制度の見直しを行います。

**変更点**＝①タクシーの乗車運賃の割引引き

②神姫バス発行の IC カードに対するチャージ料金を割引引き

③申請者に配布する割引証の額面を 1 枚 500 円、枚数を 15 枚に変更

**対象者**＝4 月 1 日時点で、市内に住民票がある 70 歳以上の人

**助成対象交通機関**＝

①**路線バス**：神姫バス、神姫グリーンバス、阪急バス、阪急田園バス

②**鉄道**：神戸電鉄

③**タクシー**：次の市内タクシー事業者

【一般タクシー】日本交通、播州交通、有馬交通、三田タクシー

【介護・福祉タクシー】ジーラ・ケア・サービス、三田すみれ介護タクシー、たなごころ、福祉タクシーのはら、福祉タクシーおくの、介護タクシーみぎ、まきい福祉タクシー、福祉タクシーハリーズ、介護タクシーきさらぎ、ささき福祉介護タクシー

**助成内容**＝

①バス乗車券（紙式回数券・1 セット 3,000 円分）を割引証 3 枚と 1,500 円の自己負担金で購入

神姫バス発行の IC カードに、1,000 円分を割引証 1 枚

と 500 円の自己負担金でチャージ

②神戸電鉄乗車券（1 セット 3,000 円分）を割引証 3 枚と 1,500 円の自己負担金で購入

③タクシーの乗車運賃を、初乗りから 1,999 円までは割引証 1 枚、2,000 円から 2,999 円までは割引証 2 枚、3,000 円以上は割引証 3 枚と不足運賃分の自己負担金により精算

**申請手続き**＝28 年 2 月末までに前年度の購入割引証を使用された人には、4 月上旬に 28 年度の購入割引証を郵送します。上記以外の対象者には、案内兼申請書の往復ハガキを 4 月上旬に郵送します。利用を希望する人は申請してください。

**問い合わせ**＝交通政策課 (559-5058 FAX 563-1366)



## 公的年金からの天引きを継続（仮徴収）

### 市県民税

27 年度の市県民税を 2 月まで公的年金からの特別徴収（天引き）で納めていた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの特別徴収（仮徴収）で、28 年度分を納めていただきます。仮徴収の額は、2 月の特別徴収額と同額です。（27 年の 6 月に通知しています）

**通知書送付時期**＝28 年度の市県民税の納税通知書は 6 月に送付

※10 月以降の納付額は、6 月に決定した年税額から仮徴収した合計額を差し引いた残りの金額になります。

**問い合わせ**＝税務課市民税係 (559-5053 FAX 563-5697)

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

27 年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を 2 月まで公的年金からの特別徴収（天引き）で納めていた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの特別徴収（仮徴収）で、28 年度分を納めていただきます。仮徴収の額は、2 月の特別徴収額と同額です。

**通知書送付時期**＝28 年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の決定通知書は 7 月に送付

※10 月以降の納付額は、7 月に決定した年額から仮徴収した合計額を差し引いた残りの金額になります。

※4 月以降の特別徴収（仮徴収）が中止となる人には、「仮徴収中止通知書」を送付します。

**問い合わせ**＝国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)

### 介護保険料

27 年度の介護保険料を 2 月まで公的年金からの特別徴収（天引き）で納めていた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの特別徴収（仮徴収）で、28 年度分を納めていただきます。仮徴収の額は、2 月の特別徴収額と同額です。（27 年の 7 月に通知しています）

また、引き続き特別徴収となる人で 4 月と 6・8 月の金額を変更する人には「介護保険料仮徴収通知書（変更決定通知書）」を送付します。

なお、4 月または 6 月から新たに特別徴収となる人（おおむね 27 年 4 月から 11 月までの間に 65 歳になった人、転入した人、新たに年金を受給した人など）には、特別徴収の開始時期や保険料額（4・6・8 月分）をお知らせする「介護保険料特別徴収開始通知書」を 4 月上旬に送付します。

**通知書送付時期**＝28 年度の介護保険料決定通知書は 7 月中旬に送付

※10 月以降の納付額は、7 月に決定した年額から、仮徴収した合計額を差し引いた残りの金額になります。

**問い合わせ**＝介護保険課 (559-5077 FAX 563-1447)

## 国民健康保険一部負担金の減免等

災害や失業などにより、一時的に医療費の支払いが困難になった場合、原則 3 カ月以内の期間について病院窓口で支払う医療費の一部負担金の減額・免除（減免）や 6 カ月を限度とした徴収猶予の申請ができます。なお、東日本大震災で被災した人についても、一定の条件に該当する場合は医療費の一部負担金が免除されます。申請条件など詳しくは下記までお問い合わせください。

**問い合わせ**＝国保医療課 (559-5049 FAX 559-2636)